

都市ガス普及推進
家庭用特約割引（付帯契約型）
選択約款

都市ガス 13A
45 メガジュール地区

令和4年7月1日実施

八戸ガス株式会社

本社 八戸市沼館三丁目6番48号
電話 0178(43)3165

目 次

1. 用語の定義	1
2. 付帯契約の種別・割引率	1
3. 適用条件	1
4. 付帯契約の締結及び契約期間	2
5. 料金	2
6. この選択約款の変更	3
7. 契約の解除	3
8. その他	3
付則	
本選択約款の実施期日	4
別表	5

1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「付帯契約」とは、ガスの供給及び使用に関する契約（以下、「ガス使用契約」といいます。）に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」とは、付帯契約の対象となるガス使用契約で、当社が定めるガス小売供給約款に基づくものをいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「新築」とは、新たに住宅を建築することをいいます。
- (5) 「他燃料切替」とは、オール電化住宅またはプロパンガス・灯油などを熱源とする都市ガスを使用していない住宅が新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。
- (6) 「給湯機器切替」とは、弊社都市ガスを使用している住宅で、電気又はプロパンガス・灯油を熱源とする給湯機器を新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。
- (7) 「給湯機器」とは給湯用温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (8) その他の用語については、主契約の「用語の定義」のとおりといたします。

2. 付帯契約の種別・割引率

この選択約款に基づく付帯契約の種別（以下「割引種別」といいます。）及び割引率は、別表のとおりといたします。

3. 適用条件

この選択約款は、お客さまが家庭用として次の（１）から（４）に定める条件を全て満たし、希望する割引種別の適用条件（５）、（６）、（７）のいずれかを満たした場合に適用いたします。

- (1) 主契約を締結していること。
- (2) 専用住宅または併用住宅の居室で、1 需要場所内に設置するガスメーターの能力の合計が 1 6 立方メートル毎時以下である場合。
- (3) 原則、住宅の所有者と主契約の契約者が同一名義であること。
- (4) 主契約のガス料金支払いを原則、口座振替またはクレジットカードによりお支払いいただくこと。
- (5) 新築割の場合、次の①から④のすべてに該当すること。
 - ① 他のガス小売事業者が供給する都市ガスのガス使用契約からの切替でないこと。
 - ② 新たにガスを使用開始する住宅が新築であること。
 - ③ 当該付帯契約成立日は新築した住宅の完成日、または住宅取得日が当該付帯契約日より逆算して 1 2 か月以内であること。この場合、完成日等が判別できる書類を確認することについて承認していただけること。
 - ④ 令和 4 年 7 月 1 日以降に当社の供給する都市ガス供給を開始すること。

- (6) 他燃料切替割の場合、次に掲げる①から③のすべてに該当すること。
- ① 他燃料切替により、新たにガスを使用する住宅であること。ただし、同一需要場所で既にこの選択約款で定める新築割、他燃料切替割、給湯機器切替割を適用していないこと。
 - ② 当該付帯契約成立日は他燃料切替をした住宅の工事完了日より逆算して12か月以内であること。
 - ③ 令和4年7月1日以降に当社が供給する都市ガスを使用開始すること。
- (7) 給湯機器切替割の場合、次に掲げる①から④のすべてに該当すること。
- ① 給湯機器切替をした住宅の工事完了日が12か月以内であること。
 - ② 給湯器ガス消費量が28kw以上の機器であること。
 - ③ 同一使用場所で既にこの選択約款で定める新築割、他燃料切替割、給湯機器切替割を適用していないこと。
 - ④ 令和4年7月1日以降に給湯機器切替を行った住宅であること。

4. 付帯契約の締結及び契約期間

- (1) この選択約款に基づく付帯契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。また、割引種別を変更しようとするときも同様といたします。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）といたします。
- (3) この選択約款に基づく付帯契約の申し込みは、別表の割引種別のいずれか一つとさせていただきます。
- (4) 新築割、他燃料切替割、給湯機器切替割の契約期間は契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から60か月目の定例検針日までといたします。

5. 料金

当社は、主契約がガス小売供給約款の場合、料金算定期間の料金（主契約に基づき算定し基本料金と従量料金の合計（以下、「主契約ガス料金」といいます。））に別表の割引種別の割引額を次の（1）または（2）の方法により適用して算定し、この選択約款に基づく付帯契約での料金とします。

- (1) 主契約ガス料金が早収料金の場合
- ① 契約ガス料金（早収料金）に割引率を乗じた割引額を求めます（小数点以下の端数切捨て）。
 - ② 契約ガス料金（早収料金）から①の割引額を差し引いた金額をこの選択約款に基づく付帯契約での早収料金（以下、「割引後早収料金」といいます。）といたします。

(2) 主契約ガス料金が遅取料金の場合

- ① 割引後早取料金を3パーセント割増した金額を、この選択約款に基づく付帯契約での遅取料金（以下、「割引後遅取料金」といいます。）といたします（小数点以下の端数切捨て）。
- ② 割引後遅取料金のお支払い方法は、ガス小売供給約款に定める遅取料金の支払い方法に準じ、早取料金を割引後早取料金として、遅取料金を割引後遅取料金として取扱います。

6. この選択約款の変更

- (1) 当社は、主契約の供給条件等の変更に伴い、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件等は変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が主契約の供給条件等のみを変更する場合は、主契約の供給条件等の規定によります。

7. 契約の解除

- (1) お客様がこの選択約款に基づく付帯契約を解約される場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) この選択約款に基づく付帯契約は、お客様が当社に通知された解約期日に解約されます。
- (3) お客様のガス使用計画に変更のある場合、またはこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの選択約款にもとづく付帯契約を解除することができます。
- (4) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合（3. 適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、この選択約款に基づく付帯契約を相互に解約できるものとします。
- (5) 主契約を解約した場合、当該解約の日をもって、この選択約款に基づく付帯契約の解約期日といたします。

8. その他

- (1) この選択約款に定めないその他の事項については、主契約の供給条件に定めるとおりといたします。
- (2) この選択約款に基づく付帯契約と他の選択約款を併用した契約はできません。

付 則

本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和4年7月1日から実施いたします。

(別 表)

割引種別、割引率及び契約期間

この選択約款で定める付帯契約の割引種別、割引率及び契約期間は次のとおりといたします。

割引種別	割引率 (1 か月につき)	契約期間
新築割	10 パーセント	60 か月
他燃料切替割	10 パーセント	60 か月
給湯機器切替割	10 パーセント	60 か月